平成２４年（フ）第４５号
大分県杵築市山香町大字野原4662番地389
債務者　井上　三紀
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２４年（フ）第１２９号
宮崎県日向市新生町１丁目96番地　ロックハイツ201号
債務者　門脇　真美
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第８６号
鹿児島県霧島市隼人町住吉950番地１　グランドメゾン住吉Ｃ棟302号
債務者　穴井　　建
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
鹿児島県霧島市国分広瀬１丁目８番８号　ガーデンヒルズ広瀬Ｃ棟105号
債務者　米永　慎一
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月３日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
山形県新庄市大字松本615番地の６
債務者　上野　治彦
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２４年（フ）第１７４号
長野市大字安茂里2137番地　Ｅ
債務者　黒岩恵美子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８７４号
京都府京田辺市河原西久保田２番地44
債務者　佐々木美帆
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９１６号
京都市西京区大原野東竹の里町４丁目２番地52棟204号
債務者　島田　辰己
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９１７号
京都市西京区大原野東竹の里町４丁目２番地52棟204号
債務者　竹内　晃子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９３４号
京都市山科区小山中ノ川町39番地の22
債務者　山下　秀幸
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１５号
広島県呉市西辰川２丁目１番11号
債務者　藤井　信行
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１１６号
広島県呉市音戸町南隠渡３丁目11番15号
債務者　小林　康江
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１１８号
広島県呉市宮原10丁目９番４号
債務者　山本　幸雄
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第１８２号
徳島県勝浦郡勝浦町大字三溪字栗城123番地１
債務者　岩崎　**隆**一
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２１７号
徳島県徳島市南昭和町５丁目99番地の１、旧住所徳島県徳島市上八万町中山６番地の55
債務者　新居　顯三
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２３号
徳島市沖浜町北川730番地の１　エステート木下202、旧住所徳島市新浜町２丁目４番58号
債務者　清野　明秀
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２３４号
徳島県名西郡石井町高川原字高川原146番地１
債務者　小林　敏弘
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月４日まで
徳島地方裁判所民事部